

令和 8 年 度

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 記録の提出要求及び証人喚問申出について	1
1. 委員の調査活動における公正性確保に関する協議について	2
1. その他	1 6

令和 8 年 6 月 1 5 日（月曜日）

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会 会議録

令和8年6月15日 月曜日

午前10時00分開議

午前11時27分閉議（実時間77分）

○本日の会議に付した案件

1. 記録の提出要求及び証人喚問申出について
1. 委員の調査活動における公正性確保に関する協議について
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	中山諭扶哉君
副委員長	木村博幸君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	野崎伸也君
委員	橋本貴喜君
委員	深田浩介君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○法第100条第1項により出頭した証人

氏

○記録担当書記

栗山大次郎君
松崎広平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず、報道機関及び一般の方から傍聴の申出がっております。当調査特別委員会の運営要領に基づき、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、傍聴者入室のため、小会をいたします。

（午前10時00分 小会）

（午前10時02分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

次に、撮影及び録音についてであります。当調査特別委員会の運営要領に基づき、報道機関のみ許可することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会中、基本的人権やプライバシー保護等のため、必要に応じ、秘密会になる可能性があります。その際は、報道機関も含め、傍聴者には退席いただきますので、御承知をお願いします。

◎記録の提出要求及び証人喚問申出について

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、初めに、1、記録の提出要求及び証人喚問申出についてでございます。

期限までに提出された記録提出申出書がございます。タブレット端末の記録要求一覧を御覧ください。

木村委員より、記録提出申出書のとおり、新庁舎建設工事に関する調査を行うため、市長、選挙人その他の関係人に対し記録の提出を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、記録要求一覧のとおり、市長、選挙人その他の関係人に対し記録の提出を求めたいと思います。異議なしと認め、そのように決しました。

委員長より議長宛てに記録提出要求書を送付し、議長から市長、選挙人その他の関係人に記録提出請求書を送付いたします。

次に、期限までに提出された証人喚問申出書がございます。タブレット端末の証人出頭要求一覧を御覧ください。

本件に関しましては、基本的人権、プライバシーに配慮する目的から、個人名に関してはアルファベットを付しておりますので、発言の際は〇氏、P氏といった配慮をお願いをいたします。

それでは、深田委員より、証人喚問申出書のとおり、〇氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

深田委員からの申出書のとおり、〇氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、〇氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時に

ついて調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、深田委員より、証人喚問申出書のとおり、P氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

深田委員からの申出書のとおり、P氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、P氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時に調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

◎委員の調査活動における公正性確保に関する協議について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、委員の調査活動における公正性確保に関する協議についてでございます。

本件につきましては、委員会運営に関し、委員会の公正性及び証言環境への影響が懸念される事項について事実関係を確認し、今後の委員会運営について協議を行うものであります。

なお、本件は特定の結論を前提とするものではなく、事実関係を確認した上で公平かつ慎重に協議を行うものであります。

それでは、まず、経過説明を行います。

本委員会は、地方自治法第100条に基づき、新庁舎建設工事に関する事実関係の解明を目的として調査を進めております。そのような中、令和8年3月頃、ジャーナリストを名のる人物が市職員及び委員長である私や関係議員などに接触し、新庁舎建設工事及び百条委員会に

関する取材活動を行いました。その後、捜査及び報道により、当該人物は偽名を使用していたこと、また、本件に関連して逮捕された関係者であることが明らかとなりました。

その後、自民党八代市議団からは、本委員会の運営に関して様々な意見表明及び申入れが行われました。

まず、4月24日付で自民党八代市議団所属委員から、4月28日に予定されていた委員会への出席辞退通知が提出されました。通知文では、委員会運営に対する疑義等が示されておりました。

続いて、4月27日付で自民党八代市議団から委員会冒頭での発言を求める発言申出書が提出されましたが、既に出席辞退が提出されていたことから、委員長として、出席していない議員による発言は認められない旨を通知いたしました。その後、4月28日の委員会においては、冒頭予定されていない意見を述べられようとされましたが、すぐに退室され、委員会には参加をされておられません。

さらに、5月7日付で自民党八代市議団から百条委員会運営における中立性及び適正手続に関する公開質問状が提出されました。同質問状では、委員長及び委員会運営に関する複数の質問が示されるとともに、委員会の中立性や証人との関係等についての問題提起がなされました。同日、成松由紀夫議員、松浦元議員ほか1名が逮捕される事態となっております。

また、自民党八代市議団からは、証人及び関係者に対する公開質問状の送付や委員会における証言内容に関する情報発信、偽証告発を予告する内容と受け止められる発言等が行われました。

これらの状況を受け、5月11日付で八代市議会議長から自民党八代市議団に対し、100条調査における証人への言動に関する厳重注意、通告が発出されました。

同通告では、偽証告発の主体は議会（本会議）に限られること、根拠のない告発予告等により証人を萎縮させる行為は慎むべきこと、調査への不当な介入は議会全体の信頼及び秩序を損なうことなどが記載されております。

その後、自民党八代市議団は、出席辞退通知を撤回するとともに、議長通知に対する弁明書及び抗議書を提出し、自らの行為は適正な議員活動であるとの見解を表明されました。これに対し本委員会としては、5月18日付で百条委員会の公正な運営を妨げる行為に対する警告を発出し、証人に対する心理的圧力となり得る行動や委員会の公正性に影響を及ぼし得る発言について、慎重な対応を求めました。後に、5月28日、成松由紀夫議員はあっせん収賄罪で起訴されております。

さらに、6月3日には、本委員会として百条委員会の公正な運営及び証言環境の確保に関する声明を公表いたしました。声明では、証人が自由かつ率直に証言できる環境の確保が委員会の重要な責務であることを確認するとともに、証言内容に対する暫定的評価や刑事責任を強く印象づける発信、委員会運営に影響を及ぼし得る発信等について懸念を表明し、証人に対する圧力と受け取られかねない言動や調査の公正性を損なうおそれのある行為について、厳に慎むよう求めました。

本委員会としては、これらの一連の経緯を踏まえ、証人及び参考人が心理的圧力や不安を感じることなく自由かつ率直に証言できる環境が十分に確保されているかを確認する必要があると考えております。

なお、本件については、既に議長による厳重注意及び本委員会による声明等が発出されており、今後も証人喚問及び調査が継続することから、改めて委員会として事実関係を共有し、証言環境及び委員会運営の公正性確保について協議する必要があると判断したものであります。

本日の協議は、委員会の公正性及び独立性並びに証言環境の確保という観点から一連の事実関係を確認し、今後の委員会運営について協議を行うため実施するものであります。

以上、経過説明といたします。

それでは、随時御質問を受けたいと思います。御質問ある方はいらっしゃいますか。

○委員（村川清則君） 当初より、委員会の公平性を担保するため、私どももいろんな申入れ書とかをお出ししてまいりました。今日こういった話合いの場をつくっていただきたいという思いもありましたので、今日のこの場というのは非常にありがたく思っております。

その件で、小会をお願いします。個人の名前が出たりするかもしれませんので、小会をお願いしたいと思うんですが。

○委員長（中山諭扶哉君） 説明を求めますが、そしたら、まずは小会して、内容を確認させていただいてから、それから、じゃあ本会のほうで説明をしていただくという流れでよろしいですか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） 小会いたします。

（午前10時16分 小会）

（午前10時24分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

先ほど事実確認の説明をさせていただきました。

続きまして、皆さんからの質疑ありませんでしょうか。

○委員（木村博幸君） 村川委員へちょっとお尋ねをいたします。数点ありますので、続けて問答を繰り返しながらいきたいと思います。

まず、確認することですが、4月23日の委員会において、議題に入る前に退席されましたが、その理由を改めて御説明ください。

○委員（村川清則君） その前に、公平性が担

保されていないということで勧告書を提出いたしました。それが回答がないという中での委員会でした。冒頭、出席して挙手の上、その内容をしゃべろうとしましたが、委員長から止められて、それじゃあ退席しますということで退席いたしました。

○委員（木村博幸君） 次の質問です。

村川委員が、委員長が告発人であるため公正でないと、前から大分主張されてましたが、その法的根拠がなかなかよく分かりませんでした。具体的にお示しただけませんか。

○委員（村川清則君） 具体的に。要するに、極端な言い方すれば、裁判長が告発人であったということしかないですが、例え話すれば。

（委員野崎伸也君「ちょっと意味が分からん。意味が分かりません」と呼ぶ）

○委員（木村博幸君） 次の質問です。

先ほどの、委員会の議題に入る前に退席することは、地方自治法100条に基づく委員として調査義務に反しないとお考えで退席されたのでしょうか、お聞かせください。

○委員（村川清則君） そうですね。権利の放棄と言え、そうなるのかもしれませんが。

○委員（木村博幸君） 少しジャンルを変えますけど、今まで成松議員については推定無罪と主張されながら、この前の報道ではもうかばう必要もなくなったという発言についてです。報道において、村川委員が成松議員をかばう必要もなくなったと述べたとされています。この発言は事実でしょうか。

○委員（村川清則君） 言ったのならそうなんだと思います。ただ、かばう、最初からかばってたつもりはないんですけれども。これはあれですか、私をつるし上げるための会議ですか。

○委員（木村博幸君） 確認です。

○委員長（中山諭扶哉君） 事実確認だけ、まずですね。

○委員（木村博幸君） はい。

そういうお答えですので、これまで一貫して推定無罪との主張をされておりましたが、今回、かばう必要もなくなったとの整合性をどのように御説明されますか。団長としての考えをお聞かせください。

○委員（村川清則君） 推定無罪というのは、これはもう国際的な原則だと思います。それでも逮捕とか起訴されるという事案は非常に重いものがあると。かばう必要がなくなった、ちょっと口をついたんでしょうけれども、そんな中で出た言葉だと思います、発したとすれば。

○委員（木村博幸君） 続けていきます。

成松議員が逮捕、起訴後、成松議員に除籍処分を下されましたが、それでもなお証人への告訴方針を維持する、要はSNS上でそのままというところですけど、その理由は何かお聞かせください。

○委員（村川清則君） 議員団で告訴の方針をしているわけではございませんので、それは党のほうに尋ねてください。

○委員（木村博幸君） 党のほうがやってるという答えですね。

○委員（村川清則君） はい。

○委員（木村博幸君） この前はコンセンサスが取れてないということもありましたけど。

○委員（村川清則君） そうですね。それを取り巻く各支部だったり、あるいは議員団もその中に少しでも入るのなら、そういうコンセンサスがまだ取れてないということです。

○委員（木村博幸君） 私は一旦これで終わります。

○委員（深田浩介君） 続けてまた村川委員に質問になりますけれども、今年の4月に、百条委員会に関する委員の問題で、今後の円滑な委員会を進めていくため調整を図る目的で、村川自民党八代市議団代表として議長室に中山委員長及び高山議長から呼出しされたもの、1人で

は対応できない、弁護士に言われているとの理由で橋本幸一議員と橋本貴喜議員を引き連れて3人で来訪。議長から村川議員だけでよいと指示されたが、1人なら帰ると言って退室。そしてその直後、再度、村川議員が議長室に来られて、成松由紀夫議員に対する刑事告訴状を中山委員長から提出している事実を知らながら、委員長に任命したことは共同正犯になり、大変なことになりますよと議長に発言されたと聞いております。

また、同内容で、八代自民党市議団のホームページに、百条委員会に対する辞退理由、第3項、議長及び副議長の任命責任と共謀の疑いの項で、議長及び副議長が、中山委員長らが本件の告発人であることを事前に熟知していながら、あえて本委員会の委員及び役職者に任命したことにありますとあります。我が会派は任命に至ったことを裏づける客観的な証拠を保有とありますが、この客観的理由とは何なのか。高山議長が熟知していたと決めつけた理由についても含めてお答えをお願いしたいと思えます。

○委員（村川清則君） 音声データがあったんじゃないかなってすかね、たしか。

○委員（深田浩介君） 音声データは、公開されてる分のやつじゃなくてですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 誰の音声データですか。

○委員（村川清則君） 議長と、誰ですか――。

○委員長（中山諭扶哉君） ジャーナリスト。

○委員（村川清則君） はい、ジャーナリストの電話の内容です。

○委員（深田浩介君） それを基に、客観的証拠と、熟知していたという理由で出されたということですね。

○委員（村川清則君） はい、そうです。

○委員（深田浩介君） そしてまた、さきに申

し上げた呼出しの件について、弁護士の手示と、百条委員会でも何ら結論も出ていない真相究明中であるにもかかわらず、弁護士を議員団として依頼した必要性についても含めて、弁護士及びほかに探索者がいたのではないかとと思われるが、その見解を伺いたいと思いますけれども。

○委員（村川清則君） もう一回お願いします。

○委員（深田浩介君） この呼出しの件について、弁護士の手示と、百条委員会でも何ら結論も出ていない真相究明中であるにもかかわらず、弁護士を議員団として依頼した必要性について、それも含めて、弁護士及びほかに探索者がいたのではないかとと思われるが、その見解を伺いたいと思います。

○委員（村川清則君） 議員団で弁護士を頼んではいません。あくまでも自民党地域連合会の弁護士さんです。

○委員（深田浩介君） 連合会の議員さんに頼んでということですかね。

○委員（村川清則君） はい。

○委員（深田浩介君） ほかに探索者がいたというのは、何かそれに関わっているいろいろ探索したという方は、弁護士以外の方にはいらっしゃらないですか。

○委員（村川清則君） いないと思います。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

引き続き、先日の百条委員会で、先ほど木村委員が言われたように、もうかばう必要がなくなったので今後出席をするという発言をされたと思いますが、会派の特定の議員をかばうために委員会を妨害したり、委員会の出席を辞退したのでしょうか。そういう理由であれば、辞退となるのであれば、真実を明らかにするための百条委員会としての資格がないのではという見解もあります。もし今後、またかばう必要がある議員や人物が現れた場合は、また出席辞退をされるのかをお聞きしたいと思います。

○委員（村川清則君） 何かかばうという言葉を使ったんでしょうけれども、何か一般的な見方で、それまで同じ会派だったからかばうように見えてたのかなという意味で使ったのかなと思いますけれども、当初から、最初からもう冷静に、客観的にいこうという思いでやっておりましたので、かばうとかかばわないとか、そういう頭でやっていたのではないんですけれども、つい言葉が出たのかなと思います。そういう気持ちでありました。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

また、あと、百条委員会出席辞退の通知文、議長宛てに出されたやつなんですけれども、項目2の出席辞退の理由3の中に、捏造の疑いがある資料を基に結論ありきで進められている審議は正当な議員活動とは呼べませんと自民党さんで書かれています、今回のジャーナリスト櫻井さん、伊藤容疑者がスパイ工作をして盗撮を行った写真を基に証人への圧力をかけたことに関しては、捏造の疑いのある資料、写真で証人を追及されたことになりましたが、これは正当な議員活動に当たると思われますか。

○委員（村川清則君） もともと小島氏作成のシナリオがあつて、それがちょっと何かおかしいなと思ってたわけで、写真とか、写真もそれに付随するものなんですけれども、それを基に進められているのは何かおかしいなという当時の思いでした。

○委員（深田浩介君） 私が質問しているのは、今回、百条委員会の中で写真とかを出されて証人を追及されたじゃないですか。そのことについて、それが正当な議員活動に当たるのかという本人さんたちのことなんですけれども。

○委員（村川清則君） あの当時、あのときの委員会では正当な議員活動だったと思ってます、私どもは。

○委員（深田浩介君） じゃあ、また次です。また、その盗撮写真を弁護士から正当なルート

でもらったと前回言われたと思うんですけども、いつ、どなたからもらわれて、どのような検証をして正当な証拠として百条委員会の中で自信を持って示されたのでしょうか。百条委員会の中では公文書以外信用できないとおっしゃってましたが、これに関しては公文書と同じ、信用できるものだったのでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） これは聞いたほうがいいの、本人に。

○委員（村川清則君） これはちょっと――。

○委員長（中山諭扶哉君） うん、本人に聞かれたほうがいいんじゃないですかね。

○委員（村川清則君） 分らないですね。分かりません、私は。

○委員（橋本貴喜君） 私が4月13日に弁護士さんより入手したものです。

○委員（深田浩介君） その弁護士さんはどのような経緯で入手されて、どなたが撮影されたとか、そういったのは全然御存じなかったわけですかね。

○委員（橋本貴喜君） はい、分かりません。

○委員（深田浩介君） それで、何も分からなくて、それを証人に対して示されて、これはあなたですよねと言われた、あの根拠というのはどうなんですかね。その証拠も――。

○委員（橋本貴喜君） いや、もう弁護士さんから頂いたときに、これはちゃんとしたルートで確証の高いものだから使っていいよということで聞いてます。

○委員（深田浩介君） それは、検証もされなくて、言われたからもうそれを信じて出されたということですかね。

○委員（橋本貴喜君） そうですね。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

最後の質問ですけども、そのスパイ活動に関わったジャーナリスト櫻井要、伊藤容疑者ですね、自民党会派として、もしくは議員として事前に接触があったのでしょうか。それと、誰が

依頼してこのような盗聴、盗撮をさせたのでしょうか。その依頼した事実は皆さんで共有されていたのでしょうか。今回の捏造の事実が確認されても、先ほどほかの委員がおっしゃった証人への謝罪とかも、ホームページ取下げもしないということでもいいんでしょうか。

○委員（村川清則君） 議員団として依頼はもちろんしてません。接触――私個人はないです。弁護士さんよりとにかく頂いたということです。

○委員（深田浩介君） じゃあ、村川委員は接触されてないということで、ほかの自民党八代市議団の中で接触された方とか依頼された方がいるということですか。

○委員（村川清則君） いません。いないと思います。

○委員（深田浩介君） いないですか。

○委員（村川清則君） ただ、弁護士さん経由です。

○委員（深田浩介君） 以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 今の写真の関連で、自民党さんのどなたが出されたか分からないんですけど、議会のほうに証拠写真という形で、先ほどからお話があつてのは、中山委員長と証人の方の写真を提出されたということですけども、もう一つ、大倉議員と蓑田議員が写ってる写真も何か提出されたというふうに伺っております。そちらの写真はどちらから。入手経路だったりとかですね。

○委員（村川清則君） 同じ弁護士さんから。弁護士さん提供だと思います。

○委員（山本敬晃君） 報道のほうでは、中山委員長と証人の方のほうは逮捕された容疑者の方が撮ったというお話があったんですけども、今回、大倉議員は、こちら、今、百条の委員ですけれども、蓑田議員のほうはそういった事実を

知って、本当に精神的に苦痛を感じられて、また、本当、まだ議員になられたばかりで、本当分からん中で、こういうことが議員になったら起こり得るのかと。御家族もいらっしゃいますし、御家族のほうも本当に大変もうきつい思いをされてるということですけども、そういった思いをさせたことについてはどういうふうに今お考えなのかなというのをちょっとお聞かせいただきたいと。

○委員（村川清則君） もちろんそういう思いをされたということであれば、おわびしたいと思っています。

○委員（山本敬晃君） 蓑田議員、精神的に本当にきつい思いをされて、いろんなしかるべき対応も検討されてるということだったんですけども、それはもう御本人に謝罪をされるということではよろしいですか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありますか。

○委員（大倉裕一君） 今、蓑田議員のほうにおわびをしたいということでしたので、村川代表の紳士的な発言を期待しておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今いろいろ話を聞いてると、自民党連合会とか（委員村川清則君「はい、地域連合」と呼ぶ）地域連合会とか、自民党市議団とか、何か2つの組織が出てきてて、何かうまいこと使い分けよんなるような感じですね、すいません、それはもうこっちが、聞き手としてはそういうふうに聞こえてしまうんですよね、そういうふうに思うんですけど。自民党、連合、2つの組織というのは、代表者が誰で、その三役がどなたで、その組織の中に市議会議員が誰々がいるのかというのは御説明いただけますか。

○委員（村川清則君） 連合会長は原田会長ですけども、あと、三役とか、奈良さんが昔は、——連合会のあれは、ちょっと。

○委員長（中山諭扶哉君） 分かりませんか。

○委員（村川清則君） たしか会長だったような気はしますけど。あと、何か書類があったような気はしますけれども、あんまり見てません。

○委員（大倉裕一君） 政党が八代にも幾つもあるんですけど、自民党さんだけがSNS使ってこの情報を、どこから入ったか分からない情報、今、弁護士さんから入手しましたという話だったんですけど、こういった情報を使って報道されている。逮捕の後にも、こうやってそのままでの状態が続いている。

私も何か告発人となっていて、訴求したとかということがその中に掲載されとつとですけど、これは連合会ですかね、そちらのほうの、市議団か、すいません、SNSで載つとつたんですけど、まずもってそういった司法にかかるところに訴求なんてできるわけがないじゃないですか。しかも疑いがあるって。おかげさまで私も名前を広めてもらって、市議としての名前が売れましたけど、非常に不愉快ですね、こういったことを書かれると。

それと、もう一つ。それはもういいんですけど、まあいいんですけど、話題を替えですけど、一番最初に野崎委員からも言及されましたけど、ルールを守りましょうという言葉が野崎委員からかけられたと思うんですよ。ルールというのは手続ですね。資料を出すときには、この会に出して、委員長の許可を得て、そして議論していこうと。それがルールだったというふうに思うんですが、ルール、見事に破られて主張ばかりをされたというふうな雰囲気がありますが、その点に対しては、代表としてという部分と、橋本委員はその当事者で、当事者としてこの場に資料を出された。なぜそういうふうなルールを破って出されたのか。その点について教えていただきたいと思います。

○委員（村川清則君） あの当時は緊急性があ

ったということだったのかなと思います。緊急性というか、今日出さなければいけないかなという判断だったんだろうと思います。

○委員（大倉裕一君） 橋本委員はどうですか。資料の提出、ルールを守らずに突然この委員会に出された。なぜルールを破って出されたんですか。

○委員（橋本貴喜君） ルールを破ったという意識はないですけど、前日に頂いた資料で、そこに重大な、委員会の運営の公平性の根幹に関わる部分だったので提示をしました。

○委員（大倉裕一君） ルールを破った意識がないって、そもそもが間違ってますよ。ルールはルールですよ。子供にもルール守れって言うじゃないですか。緊急性があるなら、緊急性があるので、委員長に出して、この資料を提出したいと、委員会の中で議論をしたいというのがルールでしょう、今回あったのは。そもそもの資質といいますか、考え方が違うので、ちょっと考え方を改めてもらいたいと思いますね。

一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） 質問ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 橋本委員に聞くんですけど、入手した経路、いろんな資料ですよ、写真であったり、何かそのほか見せられた資料というのがこの間あったと思うんですけど、弁護士から全部入手しましたよという話だったんですけども、それはその当時は信用足るものだというふうなことを思っていたら違ったというようなことを今言われてたと思うんですけども、今、報道の中では、そういった、ジャーナリストをかたった方が中山委員長と職員さんと呼ばつけて、不正にわなにはめて撮ったような写真というようなことだったというふうに思うんですけども、それを受けて、今どういった御気分ですか。自分が出したときの状況と今変わってますよね。

○委員（橋本貴喜君） その部分に関しては、本人の方の証言も分かりませんので、私からどうこう言うことはございません。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

以前も申し上げたと思うんですけども、こういった今状況、報道等でいろいろと捜査が進められてる内容を伝えられてるのがありますけれども、そういった状況の中でことごとく今まで自民党さんが党として、村川代表が申し上げられてきたことが覆されてきているというふうに私は思ってますし、この委員会からとか高山議長からも指摘があつてるとおり、ホームページの内容についても、取消しとか、そういったものをなぜ今やらないのかと。なぜしないのかというのが普通、本当に疑問なんです、単純に。

今いろいろと質疑があつてる中で話を聞くと、何か他人事のような話をされてる。自分たちがやってきたことを棚に上げて他人事のような話をされてる。非常におかしいというふうに思うんですけども、謝罪されないんですか、村川さん。

○委員（村川清則君） 取り方なんでしょうけれども、その辺はまだ議員団同士でも意見の一致を見てないということ、また連合会ともまだ話合いができてないということです。

○委員長（中山諭扶哉君） 謝罪の件については、しかるべきところでしていただきたいと思いますし、それはもう検討していただきたいと思います。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） 事実の確認にとどめていただければと思いますが。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員（山本敬晃君） 今、委員長、謝罪はそういう正式な場というお話があったけれども、意見が一致されてないからできないということじゃないんですか。意見が一致されてないんじ

やないんですか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうですか。

○委員（山本敬晃君） 今、自民党の中で、今回の様々なことに関してはまだ意見が一致されてないんですよね、先ほど申し上げられてたんですけど。

○委員（村川清則君） データの削除とか、そういったことに関してはまだできてないということです。成松議員が逮捕されて、起訴されて、それが同じ会派で、自民党会派であったということについては、先日、全員協議会で謝罪させていただきました。

○委員長（中山諭扶哉君） 委員長から申し上げますが、先日の声明では、証人に対する圧力行為、起訴を行うといった、そういう内容がそのまま、まだ載つけられてる状況において、それは全然次元が、今言われてる次元と全く違って、基本的人権を無視してるような格好になってるから、とにかくそれは急いでやめてくださいということを言ってるわけです。

○委員（北園武広君） 今の一連の事態の流れなんですけども、当初、こちらが自民党八代市議団から確認事項ということで委員長宛てに文書を出したと思うんですけども、その回答を待ったわけでございます。でも回答がなく、先ほど証人と委員長が会われた、これは百条委員会には関係なく会ったということを今回初めて聞いた状況でありますので、その内容を踏まえて、議員団としても早急にホームページの削除等も視野に入れながら議員団で検討していければなというふうに思ってますので、そこは早めの対応をやっていければなということで団長とも話をしたいなというふうに思ってます。

○委員長（中山諭扶哉君） 御検討ください。

○委員（北園武広君） はい。

○委員（山本敬晃君） ちょっと確認をしたいんですけど、橋本委員が写真を提示されたということだったんですけど、国会でも偽メール事

件とかありましたけど、そういったものを大体提出されるときって、同じ自民党の皆さんでも、やっぱり相談だったり、ちゃんと確認をされてから、自民党として載せて、まあ出すのは橋本委員だけども、ほかの、村川団長はじめ、ほかの皆さんはその写真とかも確認されてたんですか。それと、橋本委員がそれ、出しますよというのは確認をされてたんですか。

○委員（村川清則君） 委員の3名ですか。

○委員（山本敬晃君） 3人だったり、自民党の中で、これ、自民党議員が出すことになってしまうので、自民党としてやったんじゃないかというふうに思われる可能性もあるじゃないですか。その中でちゃんとそういった確認をされてたんですか、事前に。

○委員（村川清則君） 前日に提供されたんだったですかね、時系列で一応。だから、ちょっと時間がなかったの。この3人はもう確認しましたけれども。

○委員（山本敬晃君） その弁護士の方が、その写真は皆様に提供されたということだったんですけども、弁護士というのは、まず誰かが頼まないと仕事をされないわけであって、委任契約だとしても、代理契約だとしても、契約事をされてると思う。それは、契約されてるのは連合会ということは、その責任は連合会の会長さんが取られるんですか。

○委員（村川清則君） 当時は成松議員の弁護士さんでもありましたので、——ありましたのていうか、ですし、だから、成松議員と連合会というか。

○委員（山本敬晃君） いや、その弁護士さんを契約されたの、契約方は成松議員個人なのか、それとも自民、連合——。

○委員（村川清則君） 個人と、その人に連合会もお願いしてるということ。

○委員（山本敬晃君） じゃあ、契約されたのは成松議員と連合会が契約されてて、委任契約

で、その弁護士さんがそういった写真を入手されて提供されたということで、じゃあ、その責任は、成松議員と連合会のほうにあるということで、連合会だと会長だと思うんですけど、契約方、相手方はですね。

○委員（村川清則君） でも、もちろんここで提示したんですから議員団にもあるんでしょうけれども。

○委員長（中山諭扶哉君） 結局、どちらが契約はされてるんですか。

○委員（村川清則君） 契約は、成松議員と地域連合会。

○委員長（中山諭扶哉君） 地域連合会。はい、分かりました。

○委員（木村博幸君） 今の写真やらSNSやら、弁護士やら、その辺でやっぱり皆さんちょっと気になってるというよりは、なぜなんだという疑問が、大きな疑問があります。先ほど出てきましたが、ジャーナリストは誰が雇ったのと。先ほど橋本委員からは、その先は分かりませんというお答えでしたが、それちょっと違うんですよ、やっぱり。百条の委員ですから。私たち委員は、委員個人としてやっぱり法的責任を負う。そこをこの委員はみんな持ってるわけですよ。知らないでそこを逃げ切る、そんな発言にしか受け取れないんですけど。

実際、その弁護士はジャーナリストに声をかけたんですか。それとも、報道であつてるように、成松議員のほうから依頼して弁護士と組織的にやったのか、そこについては全く分からないわけですか。団長、いかがですか。

○委員（村川清則君） 話、聞いているのであれば、弁護士さんから話聞いているのであれば、もともとは小島さんのブレーンであつたと。ブレーンであつたけれども、途中で、取材を進めていく中で何か百条委員会がおかしいことになってるということで、犯人探しは別にして、ちょっと百条委員会が何か犯人探しみたいなことを

やって何かおかしいことになってるから、ちょっと何か方針を変えて弁護士さんのほうに情報を提供されたというふうな話は聞いてます。

○委員（木村博幸君） 小島さんのブレーンというお言葉ですけど、私たちもいろんな責任を問われますから、いろいろ情報を集めてます。でも、小島さん本人はブレーンとは言っていないと思います。そこは少し勉強されたほうがいいのかと思います。

いずれにせよ、この問題がずっとそのまま、先ほど北園委員が言われましたけど、コンセンサスが早く取れなくてどうするんですか。もう早くもうそこを削除すればいいんじゃないですか。

そこで1つ聞きますけど、連合会が下さないから消せないというところのコンセンサスですが、そもそもこのホームページは業者に委託して作成、訂正とか掲載したりとかしてるんですか。それとも連合会の事務局的な方がやっていらっしゃるとか。それとも、もしくはホームページに精通する自民党八代市議団の方がやっていらっしゃるんですか。誰がやっていらっしゃるんですか。

○委員（北園武広君） 木村副委員長、先ほどの話なんですけども、何度も言いますが、質問投げかけてたのにお答えがなかったのも、ホームページはそのまんまになっておるとというのがそもそもの現状です。

○委員（木村博幸君） そこはもう重々知っております。

○委員（北園武広君） そこはお間違えないようお願いしたいと思います。ですので、あれじゃないというのがあれば、市議団で検討させていただきたいということです。

○委員（木村博幸君） 聞きたいのはですよ、誰かが業者に依頼するのかどうか。早くしてくださいということを重々お伝えしたいんですけど、その担当者がもし近くにいらっしゃるなら

すぐできることじゃないですかと。連合会と電話1本でもですよ、来てもらなりすれば、すぐそれは、もう翌日午後でもできるような話じゃないですか、今日。ですから、誰がそれを担当してやってるんですかとお聞きしてます。

○委員（橋本貴喜君） 誰がどうホームページを管理しているのかとか、木村委員からすれば関係のないことであって、ホームページの管理その他に関しては自民党八代市議団で決定したことをあそこに掲示しているわけですので、消せとか、そういったことはちょっと見当違いなことを言われてるのかなと感じます。

○委員（木村博幸君） どなたがされてるんですか、ホームページの作成は。訂正、修正、データの上げ下げ。

○委員（村川清則君） 答える必要ありますか。ないと思うんですが。

○委員（木村博幸君） 私は、急ぐ場合、誰か分かれば非常にいいし、まさかこの3人の中にいるとは思いませんけど、業者にやらせてるのか、その辺を聞きたいだけですから。

○委員（北園武広君） ですので、委員長が答弁されたので、その内容を踏まえて検討しますということをお伝えしたわけです。もう早急に、内容は分かったので、事実確認取れたんで検討いたしますということなので、それで御理解いただければと思います。

○委員（木村博幸君） なら、団長、早めにお願いいたします。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか。

○委員（大倉裕一君） 橋本委員が権限がないって、権限があるんですかという問いかけをされましたけど、権限はあるんですよ。証人の人権問題に関わってきているところがあるからこういう話をしとるんじゃないですか。そこは理解してください。勉強してください。

○委員長（中山諭扶哉君） どうでしょうか。もうありませんね。

○委員（北園武広君） 少し委員長、確認なんですけども、今の一連の今回のこういった流れなんですけど、これを委員会として今後どのように取り扱っていかれる思いがあるのか。どうですかね。

○委員長（中山諭扶哉君） はい、分かりました。実際、今日の質疑の目的というのは、今後の真相を究明する中で、証人喚問において、非常に今されてることが障害になってくると。今後、百条委員会を開く中で、証人がこれを基に拒否をされたら委員会は成り立っていかないわけですね。だから早急な対応をお願いしたいというのが本来の趣旨でございます。

○委員（北園武広君） 先ほどから橋本貴喜委員のほうにこの写真の提示から入って質問を受けておるわけなんですけども、実際、証人の発言を阻止したというのではなくて、会われたんではしょうという確認の意味での提示だったのかな、これは私の思いなんですけど、ということであって、もうまずもって証人の証言の正当性だったりという部分に関しては、一切、何も橋本委員も質問とかで聞いたわけでもないの、その辺のところは、もう委員長言われるとおりの、今後の証言関係で公正的な委員会の進め方ということでお話があるのであれば、もうそれには従っていききたいなというふうには思ってますけど。

○委員長（中山諭扶哉君） そういう質問をされるのであれば、先ほど大倉委員も言われたように、やっぱりルールは守っていただかないと、何でも出していい、何でもしゃべっていいというわけじゃないので、そこを大倉委員も言われましたし、私もそう思います。やっぱりみんなで話し合う必要があれば、そこに、皆さんにこの資料を出していいかというようなところで正當に話をしていただければよかったんじゃないかなというふうに思います。

ちなみに申し上げますが、その写真の中で私

と古閑迫氏が写っておりますが、それは、そこには3人しかおりませんでした。ジャーナリスト櫻井と呼ばれる人しかおりませんでした。要は3人しかそれを知り得ない。そして、場所は櫻井が指定した場所でありますので、そこにカメラが仕込んであったというのは、私はもう、これはもう完全な事実だというふうに思っておりますので、それは申し伝えておきます。

○委員（山本敬晃君）　そもそもの、ちょっと私、確認したいことがあって、橋本委員が写真を提示されたときの証人の方も証言されたんですけど、自民党レクがあると。この百条委員会って、そもそも市政の、行政側のいろんな疑惑、不正だったりというのを調査する委員会で、それは議員が行うと。それは議員はチェック機能を持つてるから、それは二代表制なんです。でも、地方議会は議院内閣制じゃないので、その中で市政の意思決定の中に自民党レクという、そういうのがあって、結局、行政側にも自民党の議員さんたちが入り込んでたというのが今何か、その証人の方だけじゃなくて、別の証人の方も証言をされてたんですけども、その中で言えば、今回の新庁舎の建設の件というのは、自民党議員さんたちは行政側の中で関わってたことにならないかなと私は思ってるんですよね。もしそうであれば、その方々がこの調査をするというその正当性というのにちょっと疑義が生じるんじゃないかなというふうにも思ってるんですよ。

最初、村川委員が中山委員長に、委員長がそういうった、もしそういうのがあれば、それは利益相反になるんじゃないかという、そういうことをされましたけども、今回、私はその証人の方が自民党レクがあると言った段階でちょっとフェーズが変わったんじゃないかなと。もともと私たちも自民党議員さんたちは関わってないということで、一緒に新庁舎の建設について不正がなかったかどうかを調査していきましょう

ということだったと思うんですけど、証人の方の証言の中でそういった自民党レクがあって、自民党の議員さんたちが新庁舎建設に関して行政側でそういう意思決定に関わっていたということが、そういう証言があった中で、それを、じゃあ関わっていた可能性がある自民党議員の方々がそれを調査するというのは、それは大丈夫、そこはちょっと確認しておきたいなど。

○委員（北園武広君）　当初、自分も1期目だったんですけども、鏡支所のほうで会って証人の方にも申し上げましたけど、自民党レクって何なんですかということで、一切私たちは、委員としてはそういった執行部からレクを受けたという記憶は一切ないんですよ。なので、証人の方に確認取った次第です。

○委員（山本敬晃君）　私も北園委員のその発言を聞いてたんですけども、私が自民党のいらっしゃった議員の方に聞いたところ、自民党レクというのがあると。それは自民党八代支部で、執行部がそこに赴いて、自民党の議員さんたち限定でそういうレクをされてるというふうに私は聞いてます。

それは、私は、ほかの議員さんは議案説明会というのがあるって、そこで初めて議案を知って、そこで質問も、中身までは駄目ですよという、そういう説明会みたいな形はありますけども、自民党レクというのがその議案説明会の前にあってますよというのを私、自民党の議員の方から聞いてるんですよ。もしそれが事実だったら、北園委員はそれ知ってて今そういう発言をされたのであれば、それはちょっと違うんじゃないかなと思うんですが。

○委員（村川清則君）　山本委員が言われる自民党レクというのは、多分、自民党の議員団長・副団長レクのことじゃないかなと思ってます。当時は自民党が数を持っていたので、それを、議会運営を、議会をすんなり通すためのあれだったのかなということは思ってます。

ただ、私ども3人とも当時から、今は議員団長をしますけれども、今はやってませんけれども、当時の副団長でもございませんでしたので、3人ともそれに立ち会ったことはございません。

○委員（山本敬晃君） ですから、私は、——国会とは違うんです。国会はそういう、議院内閣制だから自民党と内閣とつながりがあっていいと思うんですけども、地方議会は二元代表制なので、ふだん本当そういうことはあり得ないというか、あっちゃいけないんですけども、でも八代市では、そういう形で自民党議員団長・副団長レク、プラス自民党支部に執行部が出向いて、自民党の皆さんに対してはそういったレクがあつてたんですよ。

それであれば、執行部、行政の側の中に議員が入って、自民党の議員だけが入っててということであれば、この百条委員会って、議員が執行部のほうの不正だという疑惑があつたときに調べる、調査する委員会なので、その中で意思決定に関わつた委員の方々がそこの調査の委員にあるということが問題はないのかなというふうに私は疑問を持ってるんですけども、そこは大丈夫なんですか。そういった行政側の意思決定に先に載せて、非公式、——私は知らなかったですもん。知らなかったですから非公式ですね。非公式に自民党だけが団長・副団長レク、プラスほかの自民党の議員さんにもレクが八代支部であつた。これは問題とは思わないんですかね。思われませんか。

○委員（北園武広君） すいません、私の認識不足だったんですけども、今回はこれ、新庁舎調査特別委員会なので、その調査特別委員のときの委員だったということで、その委員会内のレクなのかなというふうな認識でお答えしたんですけども。この場はですよ。

新庁舎に関する……。

○委員長（中山諭扶哉君） 分かりました。じ

ゃあ、このくらいでとどめますけど、そして、1つだけ。今、山本敬晃委員が言つた議員レクが、行政側が赴いて、それを個別にやつたというところはあるかないかだけ聞きましょうか。

○委員（山本敬晃君） そう、その事実確認はですね。

○委員長（中山諭扶哉君） 要は百条委員会の公平性に関係してくるのでということを彼は今言っているの。

○委員（山本敬晃君） そもそも自民党さんについて、普通、何も聞く必要ないんです、本当は、もともとであれば。でも、今回、八代市政の中で、新庁舎建設だけじゃないかもしれんですよ、新庁舎に関しては、自民党の議員さんだけの、団長・副団長にだけそういうレクもあつて、私、ほかの議員はないのに、自民党の議員の皆さんだけに、自民党支部に執行部が赴いてレクがあつてたんですよ。と私は聞いてます。だから、それは本当、私は大きな問題だと思つて。

だから、多分、本来はこういった問題の調査って、多分、行政側の執行部だけを多分、証人喚問とかする予定だったはずだと思うんです。そのときの課長さん、部長さんだったり、市長だったりって。でも、自民党が、自民党という組織が行政の意思決定に関わつたのであれば、自民党、そっちも、実際逮捕されてる方も自民党の幹部とかいらっしゃいますけど、そっちも証人を呼んで調査せんばんごつなると思うんですけども、そこの認識はありますか。

（委員野崎伸也君「委員会として議員がここにおつてよかかって話だろ」と呼ぶ）そうです、そこを利益相反と、前、中山委員長もおっしゃってましたけども。

○委員長（中山諭扶哉君） その件についてはまた別の場所でやりたいというふうに思います。百条はちょっと超えてるかなという範囲で

あります。

○委員（深田浩介君）　そもそも百条委員会を立ち上げたときに、自民党さんも全員起立されて賛成されて、百条委員会の中で事実確認をしていきたいと思いますというのは確認されてると思うんですけども、初回のときにも証人者をどなたを呼びたいといったときに、執拗に、どうしてその人なんですかというのを執拗に聞かれたと思うんですけども、今まで一度も自民党さんから証人喚問の要求もなかった状態ですし、出席辞退もされていきました。今後、またこの百条委員会に参加されて事実確認を追及していくのであれば、証人喚問要求とかを自民党さんのほうからされる予定はあるのかどうかをお聞きしたいんですけども。

○委員（村川清則君）　必要とあれば、相談して決めたいと思います。

○委員（深田浩介君）　じゃあ、もう証人喚問されて、ちゃんとそれはされるということで確認しといてよろしいですかね。

○委員長（中山諭扶哉君）　ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君）　橋本委員にもう一回戻るんですけども、提出された写真について、中山委員長も先ほど話されましたけれども、ジャーナリストと中山委員長と職員さん3人だけで会って、そこで間違いなく、呼び出されて写真撮られたというのは間違いのないというふうに言われたんですけども、今の報道においてもそういった状況にありますけれども、当時はそれは分からなかったということで、緊急性があって出したかったというふうな話をされたんですけど、まあそれもルール違反なんですけど、今このような状況にあって、あからさまにもう間違ってますよね、あなたが出した写真。不正ですよ。に対して謝罪する気持ちはないんですか。

もしくは、弁護士からもらったということで

あれば、普通は弁護士に確認しますよね。しないんですか、どういうルートだったんだとか。本来であれば出す前にしなきゃいけないんですけど、それもやってないのに、今こういった状況になってるのに、確認、普通しますよね。しないんですか。

○委員（橋本貴喜君）　私の個人の弁護士ではありませんので、私は直接やり取りはしておりません。頂いたときは、直接お会いしてその場で頂いただけです。その写真の真偽については私が知るところではありませんので。

以上です。

○委員（野崎伸也君）　あなたは議員でしょう。責任ないんですか、責任感は。おかしいでしょう、今の発言。あんた、ここにいる必要ないよ、そうやったら。勉強してください、もうちょっと。おかしいでしょ、あんたの答弁。（委員北園武広君「委員長」と呼ぶ）ちょっと待って。もう一個質問します。

同じように、提出された告訴状もありましたよね。それも弁護士さんからもらったというふうに言いましたよね。それについても確認しないんですか、どこから出てきたかって。する必要あるんじゃないですか。どこから入手したんだというのを確認するべきじゃないですか、今の時点だったら。もう覆ってるんですよ、あなたが言っていることが。普通、そうだったら自分の責任として確認すべきでしょう。しないんですか。答弁ください。

○委員（橋本貴喜君）　私としてはこれまで示してきたとおりの行動をするのみです。

○委員（野崎伸也君）　村川団長。村川団長にちょっとお願いなんですけれども、事実確認をしていただいてよろしいですか、弁護士さんに。どこから入手したのか。

○委員（村川清則君）　再度確認いたします。再度といいますか、確認いたします。

○委員（野崎伸也君）　2つね。写真と、もう

一個の告訴状のやつ、出されてる。

○委員（村川清則君） 告発状でしょう。

○委員（野崎伸也君） それ、ちゃんと弁護士に確認してください、入手経路を。どこから持ってきたか。橋本委員はしないということですので、党としてやってください。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今の野崎委員の件で。合法的にという説明も付け加えられていました、そのときに。写真を提出されるときに、合法的に。これ、非常に気にかかる場所ですので、団長の責任を持って確認をお願いしときたいと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。

○委員（木村博幸君） 一通り区切りがついたので、少し話題を替えさせていただきます。古閑迫証人の件についてです。

北園委員にお伺いします。証人の職場のほうに出向かれて上司に公開質問状を手渡したというふうにお聞きしておりますが、事実を確認したいと思いますが、これは北園委員が自身の判断で行われたものでしょうか。

○委員（北園武広君） 職場に私と村川団長と2人で出向いて、当初は本人に直接手渡して、渡さないかんだったかなということで、上司のほうに渡したのは少し軽率だったかなとは思いますが、実際、職場に行って渡したということは、公開質問状を渡したのは事実であります。

○委員（木村博幸君） 証人の職場を訪問する行為が、今、回答にもありましたけど、非常に心理的圧力を与える可能性があるということですが、その当時はそういう認識はありましたか、お聞かせください。

○委員（北園武広君） 当時、疑問に思ってた点を確認するための意味で公開質問状、はいか

いいえ、ストレス感じていただくと大変なので簡単なはい、いいえで答えられるような質問状の内容だったかと思います。

○委員（木村博幸君） 確認というよりは、この行為が地方自治法の100条の証人の威迫の禁止に抵触する可能性が十分考えられておりました、こういうことがあったということは、今後非常に影響を及ぼす可能性があるのでは、今回ちょっと御質問させていただいたところです。ありがとうございました。

○委員長（中山諭扶哉君） 委員長からも、そこやっぱりルールにのっとって、それを質問するのであれば、証人に質問するのであれば、委員会を通して質問するべきであつたらうというふうにつけ加えときます。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようであります。

それでは、この件に関しましての質疑はこの程度にさせていただきたいと思います。

本日の協議内容については、この後、議長のほうへ報告をいたしたいというふうに思います。

お諮りいたします。

本日の協議内容について議長へ報告し、委員会運営の公正性の確保の観点から必要な対応を求めることについて、御異議はありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認めます。よって、本件については議長へ報告することに決定をいたしました。

以上で本議題を終了いたします。

◎その他

○委員長（中山諭扶哉君） 最後に、3、その他について、何かございませんでしょうか。

○委員（北園武広君） その他、1点ですね。

1回目の証人喚問のときなんですけども、委員以外の議員さんたち、出席、傍聴できたかと思うんですけど、2回目以降、傍聴ができないというふうな判断を取られたかと思うんですけど、そのいきさつをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） 協議、委員会を開いている最中に、進行上、暴言を吐かれたり大きい声で威圧をされたりした方がいらっしゃいました。それは傍聴人でもいらっしゃいましたし、委員外議員も数名それをされました。これについて、委員会が混乱または遅延をいたしました。その議事の整理として、委員外議員の出席を今止めているという状況でございます。

○委員（北園武広君） 実際、今、こういった重要な審議の場であって、ほかの議員さんたちも市民に選ばれた方々ですのでいろんなところから個人間で質問等があつとるかと思うんですけど、やっぱり一般傍聴とかメディアの方々は傍聴できて議員が傍聴できないというのはいかなものかなということであつたので、今後もし再開されるときに、その辺の検討方はよろしくお願ひしたいなというのは思うんですけども。

○委員長（中山諭扶哉君） それであれば、今後こういうふうな行動を起こさない旨の確認なり、できれば謝罪なりが私は必要だというふうに思います。一番声が大きかった方たちはやっぱりそれなりの年数を、経験を重ねられた議員がいらっしゃいましたので、その議員さんちょっと確認していただいて、どういうふうな対応をされるのか、それも御確認いただきたいと思います。

○委員（北園武広君） できれば、後でよろしいんで、教えていただければ。

○委員長（中山諭扶哉君） はい、後で大丈夫です。

○委員（北園武広君） 以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございます。

なければ、次回の委員会の開催日程についてです。

現在、警察の捜査が進められており、捜査に支障を来さないためにも証人喚問を延期しております。今後の委員会開催につきましては、捜査の状況等を踏まえた上で決定し、分かり次第、委員の皆様には招集通知を送付いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を閉会をいたします。

（午前11時27分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年6月15日

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会
委員長